

国民年金からのお知らせ

国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

・第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。

加入手続きは、ご自身で役場の国民年金担当窓口（税務住民課住民グループ）で行います。

・第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。加入手続きは、勤務先が行います。

・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

※会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いいたします。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、万一障害や死亡といった不慮の事態の発生により、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられていますので、役場の国民年金窓口（税務住民課住民グループ）へご相談ください。

行政相談委員再委嘱のお知らせ

～行政相談委員は行政の仕事についての身近な相談相手です～

総務大臣の委嘱により、平成31年4月1日から行政相談委員を務めていた沢田要一氏（砂子又）が再委嘱されました。

任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

行政相談委員は私たちの日常生活で行政の仕事についての苦情や意見・要望があったとき、解決のための助言を行うなどの役割を担っています。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。



沢田要一氏（砂子又）